

入札公告

下記のとおり一般競争入札に付します。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 米穀流通監視情報管理システムの改修及び新規サーバへのデータ移行業務
(2) 仕様書のとおり
(3) 履行期限 契約締結日から平成29年3月31日
(4) 納入場所 仕様書のとおり

2 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 平成28・29・30年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。
(4) 単独で対象業務を行えない場合は、適正な業務を遂行できる共同事業体（対象業務を共同して行う事を目的として複数の民間事業者により構成される組織をいう。以下同じ。）として参加することができる。
共同事業体として参加する場合は、平成28・29・30年度の農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、共同事業体の代表者は「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であり、共同事業体の構成員は関東・甲信越地域の同等級の競争参加資格を有する者、又は当該競争参加資格を有していない者で、証明書等の提出期限までに競争参加資格審査を受け競争参加資格者名簿に記載された者であること。
なお、共同事業体の代表者及び構成員は、他の共同事業体の構成員となること、若しくは単独で参加することはできない。
(5) 6の提出書類の提出期限の日から、7の入札執行の日までの間において、農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

3 入札方法

入札金額は、上記件名に係る代金額の総価を記載すること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び日時

- (1) 場所 農林水産省大臣官房予算課調達班入札第2係（本館1階 ドアNo.139）
(2) 日時 平成28年7月13日～平成28年7月29日（ただし、行政機関の休日を除く。）
午前10時～午後5時
(3) 入札説明会
① 場所 農林水産省大臣官房予算課入札室（本館1階 ドアNo. 153）
② 日時 平成28年7月22日 午前10時
※ 説明会参加予定者は事前に入札説明書入手し、持参のうえ参加すること。

5 証明書等の審査

入札説明書の仕様書に基づいて作成した証明書等を支出負担行為担当官が審査し、要求を満たした者を最終的に当該競争に参加させる。

6 証明書等の提出場所及び提出期限

- 証明書等提出締切日時 平成28年8月1日 午前11時
証明書等 別紙様式第1号証明書（正1部・副1部）
資格審査結果通知書の写し
提出場所 農林水産省大臣官房予算課調達班入札第2係（本館1階 ドアNo. 139）
※郵便・信書便による送付又は持参とし、電子ファイル送信やFAX等は不可とする。
※郵便・信書便による送付の場合は、配達の記録が残るようにすること。
※提出期限厳守のこと。

7 入札執行の場所及び日時

- (1) 場所 農林水産省大臣官房予算課入札室（本館1階 ドアNo. 153）
(2) 開札日時 平成28年8月5日 午後2時
入札書受付締切日時 平成28年8月5日 午後1時55分
※郵便・信書便による入札は認めない。

8 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札保証金及び契約保証金 免除する。

10 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結する割合が予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格を持って入札した者を落札者とすることがある。

11 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

12 その他

本公告に記載なき事項は入札説明書による。

以上公告する。

平成28年7月13日

支出負担行為担当官
農林水産省大臣官房参事官（経理）
菅原誠治

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。
詳しくは、当省のホームページ（http://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigousya.pdf）をご覧下さい。